

## 蒲郡市広告付き案内地図板設置者募集要項

### 1 趣旨

市では、新たな財源及び市政情報の広報手段を確保するため、市役所庁舎内に広告付きの案内地図板を設置し、市内の情報提供及び市役所の庁舎案内並びに民間企業等の広告掲載を実施します。これに伴い、広告付き案内地図板設置者（広告代理店等）を募集します。

広告付き案内地図板設置者は、市内の情報提供及び市役所の庁舎案内並びに広告主の募集、広告等の制作及び広告等の更新など広告付き案内地図板の管理運営をし、市に使用料（行政財産使用料）、広告掲載料及び案内地図にかかる電気料を納付していただきます。

### 2 蒲郡市役所庁舎の概要

#### (1) 所在地

蒲郡市旭町17番1号

#### (2) 開庁時間

午前8時30分から午後5時15分まで

#### (3) 休庁日

土曜日、日曜日、休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

### 3 事業内容等

#### (1) 事業内容

事業内容は、蒲郡市市内地図板（庁舎案内含む）を作成・設置するものです。なお、その地図上に所在する民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載することができます。

事業者は、事業の実施に伴い、行政財産使用料、広告掲載料及び電気料を本市に納付していただきます。

#### (2) 設置場所及び設置台数

蒲郡市役所 本館1階ロビー玄関受付前 1台（可動式のもの）

※ 設置スペースは、横3, 100mm×縦2, 100mm×奥行き700mm程度とします。

※ 設置場所は、設置場所予定図（別紙）に記載のとおりです。

※ 転倒防止のための器具等は、設置スペースには入りません。

#### (3) 設置期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

### 4 掲載できない広告

蒲郡市広告掲載要綱第3条、蒲郡市広告掲載基準第3条及び蒲郡市広告付き案内地図板設置取扱要領第3条各号の規定により掲載することができない広告は、掲載できません。

## 5 申込資格

- (1) 事業者として十分な資力、信用、経験及び管理運営能力を有し、広告付きの案内地図板の作成、設置業務について、地方自治体、公共施設などで実績のある法人であること。
- (2) 提出した書類を本市が審査し、資力、信用及び設置条件等がこの要項に定める項目を満たし、利用上支障がないこと。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）に該当する者
  - イ 過去に本市との契約条件に違反し、あるいは違反行為に関与したことがある者
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、その他反社会的団体及びその構成員等である者
  - エ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
  - オ 市税、地方税又は国税等を滞納している者

## 6 施設使用等について

- (1) 施設使用について
  - ア 行政財産使用許可

広告付き案内地図板の設置場所の使用については、地方自治法第238条の4第7項の規定による行政財産使用許可に基づく使用とします。

また、広告内容等に関し、別途、広告付き案内地図板設置に関する協定書を本市と締結します。
  - イ 使用許可の期間

使用許可の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとします。

ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況等を勘案して、本市が支障がないと判断する場合は、3(3)に掲げる設置期間の範囲内において1年の期間を単位として、使用許可の更新を行うことができます。

なお、更新については、設置条件等を変更しないことを原則とし、更新の際は、改めて行政財産使用許可申請書の提出が必要です。
- (2) 行政財産使用料及び広告掲載料
  - ア 行政財産使用料

蒲郡市行政財産使用料条例に基づき、広告付き案内地図板の面積に応じて1平方メートル当たり1月につき4,000円を納付していただきます。

※横3,100mm×縦2,100mmであれば、1平方メートル未満の端数は1平方メートルとみなすため、面積は7平方メートルで計算します。
  - イ 行政財産使用料とは別に、広告掲載料を納付していただきます。広告掲載料の額は、1月につき1,000円以上とし、1,000円単位で設置事業者の提案によるものとします。
  - ウ 行政財産使用料及び広告掲載料は、各年度に本市が指定する納付書により、

本市の指定する期日までに納付するものとします。

(3) その他必要経費等

広告付き案内地図板の制作、設置及び撤去に要する工事費（電力使用量計測用メーター設置費含む。）、移転費等の一切の費用は事業者の負担とします。また、必要な電気料金についても、全額を事業者の負担とします。なお、電気使用料については、設置したメーターの指示値により計測した使用量に本市が電力会社と契約している電気料金単価（税込）を乗じて積算した額とします。

(4) 設置条件

広告付き案内地図板は、設置場所予定図に示した場所の設置スペース内（業務の支障及び通行の妨げにならない範囲）で設置することができます。設置場所を確認の上、設置する広告付き案内地図板の外形寸法を決定してください。

(5) 仕様

ア 広告付き案内地図板本体の仕様について

(ア) 設置スペースに収まり、高さは2, 100 mm程度以下で作成してください。

(イ) 調光器により明るさの調整が可能なLED内照式としてください。

(ウ) 本体が転倒するなどして来庁者に危険が及ばないよう、入念な転倒防止対策を施してください。

(エ) できる限り、周囲と調和のとれた色合いにしてください。

イ 地図枠の仕様について

(ア) 国土地理院の地図をベースに作成してください。

(イ) 色覚障害者に配慮した配色等であるバリアフリーデザインとしてください。

(ウ) 地図は、「蒲郡市全域図」及び「蒲郡市役所周辺図」としてください。

(エ) 公共施設・災害避難場所等、市が指定する地点を分かりやすく表示してください。

(オ) 公共施設・災害避難場所等の新設、変更等があった場合は、可能な限り速やかに更新してください。

(カ) 地図上に広告主の表示を行うことができます。

ウ 広告枠の仕様について

(ア) 地図上に広告主の表示を行う場合は、広告主と広告枠の広告が見つけやすくなるよう座標表示、番号等で一致させてください。

(イ) 本体内に収まる大きさで作成し、一枠が極端に大きくならないようにしてください。

エ 庁舎案内図枠の仕様について

(ア) 本市が作成した原案に基づいて庁舎案内図を表示してください。

(イ) 本市において組織・機構の変更があった場合は、可能な限り速やかに更新してください。

オ その他

(ア) 携帯電話によるQRコードの読み取り等によりモバイルサイトとの連携が可能なものとしてください。

(イ) 上記モバイルサイトには公共施設案内、ルート案内等を表示するものとし、本市が提供する内容に従い、事業者においてサイトを作成してください。

(6) 使用上の制限

- ア 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等の費用は市が指定する期日までに納付してください。
- イ 広告付き案内地図板を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸し、担保に供することはできません。
- ウ 広告主及び掲載する広告の内容については、蒲郡市広告掲載要綱、蒲郡市広告掲載基準及び蒲郡市広告付き案内地図板設置取扱要領に適合するものとし、あらかじめ市の承認を受けてください。
- エ 地図上の広告主の表示や広告枠の掲載については、事前に見本を市へ提出し、承認を得てください。

(7) 維持管理等

- ア 電照時間は、タイマー等により原則として平日の午前8時30分から午後5時15分までとしてください。
- イ 設置にあたっては、据付面を十分に確認した上で、安全に設置してください。
- ウ 破損・汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更・移転等についてのメンテナンスをその都度行ってください。また、1年に1度は周辺地図全体を張り替えてください。
- エ 故障及び広告内容への問い合わせ並びに苦情に備え、広告付き案内地図板に故障時等の連絡先を明記するとともに、事業者の責任において対応してください。
- オ 「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、蒲郡市が推奨するものではありません。」等の表示を施してください。

(8) 使用許可の取消及び変更

市が使用許可物件を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき又は許可の条件に違反する行為があったと認めるときは、使用許可の全部若しくは一部を取消し、又は変更することがあります。

(9) 原状回復

事業者は、許可期間が終了したとき又は使用許可が取消された場合は、速やかに原状回復を行ってください。なお、原状回復に際し、事業者は一切の補償を本市に請求することはできません。

6 応募方法

(1) 申込受付期間

令和4年12月1日（木）から令和4年12月21日（水）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）。

(2) 受付場所

蒲郡市旭町17-1 蒲郡市役所総務部行政課（市役所新館4階）

(3) 応募に必要な書類

- ア 蒲郡市広告付き案内地図板設置申込書（別紙）
- イ 履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は、事業主の身分証明書。いずれも提出期限前3か月以内のもの）

ウ 直近事業年度の納税証明書（国税、都道府県税及び市区町村税を完納していることがわかるもの。いずれも提出期限前3か月以内のもの）

エ 事業者（会社）概要

オ 広告付き案内地図板設置事業企画提案書（広告付き案内地図板のイメージ図又は写真を含む）

※ 様式におさまらない場合は、別紙（様式不問）を作成してください。

※ アからウまでは1部、エ及オは6部提出してください。

(4) 申し込みの手続き

受付期間内に、申し込みに必要な書類を受付場所に直接持参または郵送（必着）してください。

(5) 応募資格の確認について

提出された書類を受理し、内容を審査します。参加要件を満たさないと判断した場合のみ（応募資格不備等）受付を取り消し、その旨について後日電話連絡を行います。

(6) 申し込みにあたっての留意事項

使用許可は、原則として応募申込書に記載された名義以外では行いません。

7 事業者の選定について

提出いただいた書類等に基づき、広告掲載料の提案額、業者実績、仕様、その他企画提案書の内容を総合的に評価し、1社を選定します。

なお、必要に応じて、来庁して説明していただく場合や、提出された企画提案書等に対し質問させていただく場合があります。

8 事業者の選定結果について

事業者に決定した者へは、選定結果を別途お知らせするとともに、本市ホームページで公表します。なお、選定経過については公開しません。

9 使用許可申請等の手続き

事業者に決定した者は、担当者に確認の上、行政財産使用許可申請書（本市指定様式）を提出してください。

10 事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者の決定の取消しをする場合があります。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きを申請しなかった場合
- (2) 事業者が設置条件や応募資格を満たしていないことが判明した場合又は失った場合

11 その他

- (1) 設置事業者に決定した事業者は、別途本市と広告付き案内地図板設置協定書を締結していただきます。
- (2) 設置作業は、本市と協議の上、令和5年3月末までに行ってください。また、

事業者選定結果の通知後速やかに設置までのスケジュールを提出してください。

- (3) 申請の手續及び履行に要する一切の費用は、事業者の負担とします。また、提出された申請書類等については、選定結果に関わらず一切返還しませんのでご了承ください。
- (4) 掲載広告については、別途、蒲郡市広告審査委員会において審査を実施し、その結果により広告内容の変更、取り消しをすることがあります。
- (5) 各掲載広告の広告主に市税等の滞納がある場合、広告の掲載はできません。
- (6) 本実施要項に定めのない事項は、地方自治法、同施行令、蒲郡市条例及び規則等の関係法令に定めるところにより処理します。

## 12 問合せ先

蒲郡市旭町17番1号 新館4階 蒲郡市総務部行政課（担当：木村）

電話 0533-66-1155

FAX 0533-66-1183

メール [gyosei@city.gamagori.lg.jp](mailto:gyosei@city.gamagori.lg.jp)

蒲郡市広告付き案内地図板設置箇所

(市役所本館 1 階図面)

